平成３０年（フ）第１６１号
仙台市太白区郡山３丁目22番３号　コーポカンノ102、従前の住所仙台市太白区郡山３丁目24番１号　コーポカンノＢ―106
債務者　山田　英則
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１７０号
仙台市宮城野区小田原３丁目７番31号　エスパーセＫ105、従前の住所宮城県遠田郡涌谷町字桑木荒78番地２
債務者　菊地　　慧
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２３１号
宮城県宮城郡利府町加瀬字南野中沢15番地20
債務者　竹腰　良平
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２５０号
仙台市太白区八本松１丁目13番11―1423号
債務者　江口　理江
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４６号
茨城県常総市本豊田1194番地11　つくばルミエールＣ棟102
債務者　大島　恭平
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第４３号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目25番１号　スバル大利根寮２号館217号
債務者　釣川　潤也
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１９２号
京都市左京区下鴨森ケ前町３番地９　ＭＯＲＩＧＡＭＡＥ　ＡＰＡＲＴＭＥＮＴ　Ｇ号室
債務者　嘉納　里奈
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２２９号
京都府長岡京市長岡３丁目12番８号　シーホースマンション208号、住民票上の住所京都府長岡京市開田１丁目９番18号　井上マンション　３―Ｂ
債務者　中川　清貴
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２６９号
京都市西京区大原野西竹の里町１丁目15番地12棟501号
債務者　谷藤久美子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３２３号
京都市右京区嵯峨広沢池下町68番地８　ラトゥール広沢101号、前住所京都市中京区西ノ京島ノ内町21番地　ネオコーポラス島ノ内Ａ棟307号
債務者　林　　康子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１７号
兵庫県姫路市網干区田井292番地12
債務者　上田　勉工
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１４０号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1480番地
債務者　切中塗装こと　切中　秀樹
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１４６号
兵庫県加古郡播磨町東野添２丁目20番５号第２ふじおかマンション101号
債務者　鈴木　正明
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１７４号
兵庫県姫路市北条宮の町221番地　ジョイタウン北条203号室
債務者　小川　莉佳
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１７５号
兵庫県加古川市野口町坂井54番地　ロイヤルハイツⅢ―201号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町６丁目95番地　トレスプラティーノウーノ202号
債務者　林田　聖子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部